

認定こども園などの一時預かり事業の利用料に、4時間未満の料金を新たに設定しました。 問合：幼保支援課 給付・事業グループ(☎457-2826)

一時預かり事業の利用料が変わりました

一時預かり事業では、今年の4月から新たに4時間未満の料金を設定しました。これまでは利用時間にかかわらず1回の利用につき定額の料金を支払う必要がありましたが、変更後は4時間を区切りとして、利用時間によって利用料が変わります。



◆3月まで(変更前)の料金表

歳児*	利用料	副食費
0～2歳児	2,000円/日	—
3～5歳児	800円/日	200円/日



◆4月から(変更後)の料金表

歳児*	利用料(1回につき)	副食費
0～2歳児	1,200円/4時間未満	—
	2,000円/4時間以上	
3～5歳児	500円/4時間未満	200円/日
	800円/4時間以上	

※子供を預ける年度の4月1日前日(前年度の3月31日)現在の年齢

一時預かり事業とは？

一時預かり事業は、仕事・出産・病気・育児などで保育が困難な場合に、一時的に子供を預かり、保育する事業です。認定こども園・保育所・地域型保育事業の市内151施設で行っています。利用する際は、あらかじめ各施設に電話などで申し込んでください。

ポイント

どの施設でも、定員に達しているなどの理由で受け入れができない場合があります。利用したい日や時間が決まっている場合は、早めに連絡しておきましょう。

利用要件・実施施設の一覧

市HP ▶



利用空き状況の確認

市HP ▶



※全151施設のうち、91施設を掲載(2024 [令和6]年4月時点)

※掲載内容は調査日時点のものであり、その後に変更が生じている場合があります

《新規事業》「こども誰でも通園制度試行的事業」を市内26施設で7月から開始します。詳細は浜松市子育て情報サイトぴっぴをご確認ください。

市HP ▶

